

生計費調査の記載の仕方(見本)

	9	プリンター	
<input checked="" type="checkbox"/>	10	パソコン(デスクトップ)	
<input type="checkbox"/>	11	パソコン(ノート)	1
14 書籍・他の刊行物			
	1	日刊新聞	
<input type="checkbox"/>	2	書籍(月購入冊数)	1/3
15 教養娯楽用品			
スポーツ用品			
	1	水着(男性用)	
	2	水着(女性用)	
その他の用品			
	3	テレビゲーム機	
	4	携帯ゲーム機	
	5	ゲームソフト	
<input type="checkbox"/>	6	USBメモリー	2
	7	切り花(月の購入額)	
17 理美容用品 (消耗品については1か月の量)			
<input type="checkbox"/>	1	ヘアドライヤー	1
	2	電気カミソリ	
<input type="checkbox"/>	3	歯ブラシ(本)	1/2
<input type="checkbox"/>	4	ヘアブラシ	1/4
	5	カミソリ(個)	
<input type="checkbox"/>	6	化粧石鹸(個) <small>1本</small>	1/2
<input type="checkbox"/>	7	シャンプー(本)	1/2
<input type="checkbox"/>	8	リンス・トリートメント(本)	1/2
<input type="checkbox"/>	9	ボディシャンプー(本)	1/2
<input type="checkbox"/>	10	歯磨き粉(本)	1/3
<input type="checkbox"/>	11	化粧クリーム(個)	1/3
<input type="checkbox"/>	12	化粧水(本)	1/2
<input type="checkbox"/>	13	口紅(本) <small>1/ツブ</small>	1/4
<input type="checkbox"/>	14	乳液(本)	1/2
<input type="checkbox"/>	15	ファンデーション(個)	1/2

書いてもらえると分かりやすいです。

調査は2種類あります。①生活実態調査は難しい項目はありませんが、②持ち物財調査は判断に困るところがありますので、書き方の一例を記しました。参考にしてください。

*持っている物の一番左に○を入れましょう。

*間違えたら二重線か×を。

*書籍、理美容用品など、個数なのか量なのか分かりづらいものがあります。

例えば歯ブラシ1本を2ヵ月で使用するとして、1ヵ月は2分の1本という記載です。

同様に、歯磨き粉は3ヵ月に1本。書籍の月購入冊数が3分の1ということは、3ヵ月に1冊程度ということになります。

*口紅と言っても、リップ型のものなど種類は様々。よく使用しているものを余白に書いてもらえるとわかりやすいです。

*そのほか、電球(蛍光灯)など、最近のマンションでは、「円形シーリングタイプ」(右写真)が多いと思います。余白に一言



生計費調査の記載について 質問から

*60代以上は調査対象じゃないのか？

→すべての世帯が対象です。静岡では、高齢者の調査票から最低保障年金の運動に活用できる試算結果が出せました。埼玉でもたくさん集まれば、そうした結果を出すことができます。

*世帯の考え方はどうすればいいか？

→調査票に取り組む方が判断してください。例えば2世帯で住んでいたとしても、夫婦と子どものみで「持ち物財」を回答できるのであれば、そのように記載(夫婦と子ども世帯の回答)をしていただければ分析の段階で判断させていただきます(この場合の家賃やローン額などは試算への影響はほとんどありません)。

*ペットは持ち物財に入らなくていいか？

→全体として7割以上の個人(世帯)が持っているものが調査の対象となりますが、ペットを持つ人が現在も(過去も)7割を超えていないため、最初から数える項目に入れておりません。持ち物財の項目が一般的なものに集中しているのはそうした理由です。

*問31と問32で、回答欄の囲み位置が逆ではないか？

→その通りです。誤植です。申し訳ありません。問31については、上の□は何も書かなくていいです。問32は、1か2のどちらかに○をうってください。

*** 夫婦の場合、収入は2人分（共働き）を前提にするのか、1人分の収入をもとにするのか？**

→ 調査票の3ページにもよくある質問への回答が載っています。ここのQ1になります。世帯の実態を知りたいので、夫婦2人の場合は、2人分の収入でご回答ください。そして問8は6番「あなた夫婦のみ」と回答いただくこととなります。この場合、大変ですが、持ち物財は2人の持っているものを書きこんでもらいます。

→ 問4「あなたの1カ月の賃金は……」、問5「あなたの世帯の年間の収入は……」とありますように、「あなた」個人に質問しているところと、「あなたの世帯」と複数を対象に質問している項目がありますので、ご注意ください。

*** 問31は回答が難しいです。どこまで厳密に答える必要がありますか？**

→ 問10、問29、問31、問32については回答が面倒で難しいと思います。これらの項目は、最終的に統計結果や合意形成会議等をおこなって算出するため、「参考値」として必要なところですので、およその金額で結構です。

*** 質問項目は前回（2016年時）と変えているのか？**

→ はい。前回の質問には、「勤続年数」「勤務先の事業所規模」「世帯人員」「夕食について」「子どもが通っている大学」など全体で48項目ありました。今回、増やしたのは、「問33 理美容」や「問35 サブスクリプション」「問36 奨学金」など時代に合わせたものが中心です。理美容については、合意形成会議で決めていましたが、多種多様なため、全体にも尋ねた方が良いとの判断で、今回から質問に加えています。

*** 持ち物財調査の品物の表現が古い**

→ すみません。今後の申し送り事項とします。

*** 質問についての回答を全体で共有できるように、ホームページへの掲載はできないか？**

→ 埼労連ホームページのトップページ「新着トピックス」の「賃金」のところに順次、掲載するよういたします。